平成２４年（フ）第１４７号
和歌山市和歌浦東３丁目５番15号　東紀コーポ２号室
債務者　スプリングこと　植本　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５０号
和歌山市有本455番地の８　ロイヤルコーポ有本Ｃ棟２Ｆ号
債務者　岡本　美紀
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５８５号
和歌山市園部1218番地の70
債務者　栩野　良徳
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４８号
和歌山県橋本市中道28番地
債務者　松山　恵美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４９号
和歌山県有田市宮原町須谷603番地
債務者　江川　由美（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５３号
和歌山県海南市下津町丁27番地　ココアハウス202
債務者　大野　陽右
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７７４号
札幌市東区北24条東４丁目１番13号
債務者　澤渡　正子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９８号
札幌市中央区北５条西19丁目26番地３　ハイム浅野406号
債務者　菅原　盛吾
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７５号
札幌市東区伏古10条４丁目１番３号　ビックバーンズマンション伏古Ⅱ403号
債務者　佐々木　茂
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７６号
札幌市東区伏古10条４丁目１番３号　ビックバーンズマンション伏古Ⅱ403号
債務者　佐々木京子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８６号
札幌市北区北24条西19丁目４番21号
債務者　小山内　浩
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３７号
札幌市東区北20条東14丁目５番３―206号
債務者　柴田　明昌
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７４号
札幌市北区屯田６条８丁目８番11号　フォーサイト七番館101号
債務者　多田真由美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９３号
札幌市清田区平岡５条４丁目５番10号　グランシャリオ201号
債務者　小寺奈緒子（旧姓端・寺下）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００９号
札幌市清田区清田１条３丁目５番１号　第14大成コーポ103号
債務者　菅沢　且善
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１９号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目１番15号　メイユールＳＡＴＯＨ105号
債務者　遠藤　夏子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
北海道稚内市中央３丁目６番１号　ふれあいの里グループホームわっかない絆、住民票上の住所北海道稚内市緑５丁目４番９号
債務者　玉川　栄一
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
旭川地方裁判所稚内支部